

# 令和5年度岐阜基地納涼祭臨時売店 募集要項

## 1 概要

岐阜県各務原市那加官有地無番地に所在する航空自衛隊岐阜基地において実施する岐阜基地納涼祭への来場者等の利便性を確保するため、臨時売店の設置及び営業を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

## 2 応募資格

- (1) 防衛省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）を有する者、又は第8項に示す書類の提出により同等の資格確認できる専門業者であること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不当の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供与し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 各務原商工会議所の会員であること

## 3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地：岐阜県各務原市那加官有地無番地
- (2) 名称：航空自衛隊岐阜基地

## 4 売店設置日

令和5年8月30日(水)。営業時間帯は16：00～20：30(基準)。

ただし、当日の天候等により行事が中止となる場合がある。また、時刻については行事進行場の必要により前後する場合がある。

## 5 募集業種

- (1) 飲食提供（食品及び飲料（酒類を含む））
- (2) 物品販売（玩具、グッズ等）

## 6 業者数

30業者。ただし、計画等に変更が生じた場合は、増減することがある。

応募多数の場合は、抽選により採用者を決定する。

## 7 設置条件

- (1) 設置方法  
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 使用料等  
国有財産法に基づく土地使用料が発生する。

(3) 店舗面積

1店舗あたり 19.44㎡（間口5.4m×奥行3.6m）

(4) 運用上の条件

- ア 臨時売店の設置、営業については、第11項に示す担当者（以下「売店係」という。）の指示に従うものとする。指示に従わない場合は参加資格を取り消し、営業を中止させ、次回以降の参加資格を認めない場合がある。
- イ 出店に必要な費用（国有財産使用料、ごみ処理費）は出店者の負担とする。また、行事が中止となった場合の損害は補償しない。
- ウ 出店業者により臨時売店会を結成する。会長は互選とし、国有財産使用に関する事項、当日発生するゴミの処理に関する事項及びこれらに伴う会計処理、その他運営上必要な事項の事務を担当するものとする。
- エ 衛生管理及び安全確保のため必ずテントによる販売とし、火気使用業者については三方を横幕（防災素材）で囲うとともに、テント内地面は防災シート又はブルーシートで覆うこと。テントの脚は砂袋等で飛散防止策する。**なお、設置するテントは管轄保健所及び消防署の基準を満たすものにする。**
- なお、飲食提供において、調理設備を搭載し、車内から直接販売可能な車両（いわゆるキッチンカー）による出店を行う場合はテントの設置を要しない。
- オ 電気及び水は基地側からは供給しない。必要な場合は出店業者が用意するものとする。
- カ 火気器具（発動発電機を含む。）を使用する場合は、売店係、基地防火担当者及び所轄消防署の指導に従うものとする。使用できる火気器具は、許可を受けた物のみとし、別途指示する防火安全対策をとるものとする。
- キ 火気使用業者及び飲食提供業者は、各種事故に備えた保険（賠償共済等）に加入していなければならない。加入していない場合は、出店決定後、速やかに同様の保険に加入するものとする。
- ク 飲食提供業者は、所轄保健所において露天営業又は臨時営業の許可を受け、衛生上の指導に従うこと。食品については、衛生的に加工、または調理されたものを取り扱うものとし、保健所の指導に従うこと。
- ケ 飲食提供業者は調理員及び販売員全員の腸内細菌検索を受験し、検索結果の提出を要する。腸内細菌検索で陽性反応の出たものは従事させないこと。また、当日は店舗内に手洗い用の水タンク及び消毒液を設置すること。
- コ 車両の乗り入れは1店舗につき2台以内とし、車両番号等を事前に登録するものとする。
- サ 飲食提供の飲料について、ガラス瓶を容器とする物の取り扱いは不可とする。また、酒類については、生ビールのサーバーのみ可とする。
- シ 物品販売において、弾薬、爆薬等の模造品、ナイフ（ナイフ付コンビネーションツールを含む）等の刃物、概ね1/1スケールのモデルガン等、及び蓄光、発光体として放射性同位元素を用いた製品全般については取り扱いを禁止する。その他の品目についても基地行事に相応しくないとと思われる物品については取り扱いを禁止することがある。
- ス 出店業者は、売上額を後日売店係に報告するものとする。報告様式及び提出期限は別途示す。
- セ 本納涼祭に出店する売店は1申請者につき1店舗のみとし、複数店舗の出店は不可とする。また販売員についても、複数の店舗に重複して登録することは不可とする。
- ソ 本要項に定めのない事項及び細部については、必要の都度示す。

## 8 応募要領

次のとおり書類を提出すること。提出された書類は返却しない。また、行事の円滑な運営のため、警察、消防、保健所等の関係機関にその内容を通知することがある。

### (1) 提出書類

- ア 出店申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙様式第1）
- イ 販売品目表・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙様式第2）
- ウ 誓約書（航空自衛隊岐阜基地司令宛）・・（別紙様式第3）
- エ 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙様式第4）
- オ 販売者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙様式第5）
- カ 売店業者身分証・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙様式第6）
- キ 誓約書（東海防衛支局長宛）・・・・・・・・（別紙様式第7）
- ク 役員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙様式第8）
- ケ 登記簿謄本（個人である業者にあつては、戸籍抄本）
- コ 直近の決算書（個人である業者にあつては、直近の確定申告書の写し）
- サ 納税証明書（個人：その3の2、法人：その3の3。税務署発行のもの）
- シ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し【保有する場合のみ】

※ 本書を提出した場合は、ケ、コ、サの提出は不要。

### ス「営業許可指令書」の写し【飲食業者のみ】

※ 飲食業専門業者であることの確認用のため、実店舗や露店等で取得している営業許可指令書（エリア不問）の写しを提出すること。（納涼祭会場における臨時営業許可が必要な場合は出店決定後に申請すること。）

### セ 各種事故に備えた保険（賠償共済等）加入証の写し【火気使用業者及び飲食業者で、加入している場合のみ】

※ 行事当日が補償期間に含まれていること。未加入者は加入後速やかに提出。

### (2) 提出期間

令和5年5月11日(木)～令和5年5月24日(水) 必着

### (3) 提出方法

郵送又は持参とする。

### (4) 提出先

〒504-0912  
岐阜県各務原市那加桜町2丁目186番地  
各務原商工会議所

### (5) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類が本要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- エ 提出書類に不備があつた場合
- オ その他、不正行為が認められる場合

## 9 出店業者の決定

第8項に基づき提出された書類を厳正に審査し、応募資格及び申請内容に問題のない業者を出店業者とする。ただし、応募多数となった場合は、各務原商工会議所側で抽選を行い出店業者を決定する。

## 10 事前説明会

出店が決定した業者については、事前説明会への参加がない場合、出店資格を取り消

すものとする。

- (1) 日時  
令和5年7月5日(水)  
時間は別途示す。
  - (2) 場所  
航空自衛隊岐阜基地  
厚生センター2階 談話室
  - (3) 出席者数  
1業者1名
  - (4) 持参品  
募集要項(本紙)、印鑑、筆記用具
  - (5) 内容  
ア 出店の概要説明  
イ 出店に際しての注意事項  
ウ 出店場所の抽選  
エ 各種調整事項
- 11 担当者(売店係)  
〒504-0912  
岐阜県各務原市那加桜町2丁目186番地  
各務原商工会議所 高場・小林  
電話：058-382-7101